

# 空き家・空き地活用を応援する 不動産事業者を追加募集

・ 神戸市内の事業者限定 ・

令和 4 年 8 月 18 日 WEB 申込受付開始

すまいるネットでは、「空き家等活用相談窓口」を設けており、相談の中で空き家・空き地の解決方法等の提案に積極的に取り組む意思のある支援事業者（不動産事業者）を追加募集します。ぜひご応募ください。

【積極的に対応頂きたい地区】長田区・垂水区・兵庫区・須磨区・北区 ※相談が多い地区

## 【支援事業者の主な条件】

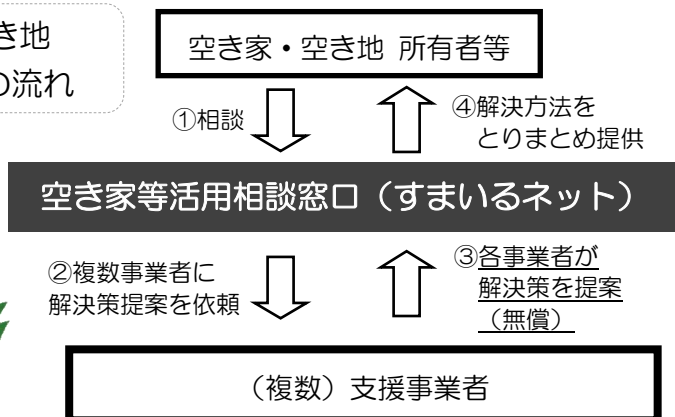
- ・ 神戸市の行う空き家・空き地活用等支援に関する取組み趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・ (公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員であること
- ・ 神戸市内の事業者であること
- ・ 開業から 2 年以上であること 業者免許証登録日：2020.11.30 以前有効 ※提出書類：業者免許証写し
- ・ 業務経験 5 年以上の宅地建物取引士を有すること  
取引士証登録年月日：2017.11.30 以前有効 ※提出書類：宅地建物取引士証写し（裏表）
- ・ 空き家・空き地活用等について総合的に対応できること
- ・ すまいるネットや関係行政機関、所属団体に苦情相談が寄せられていないこと など



## 【支援事業者の主な役割】

「空き家等活用相談窓口」における空き家・空き地所有者からの活用相談に対して、解決方法（買取や媒介、賃貸など）の提案等の協力をしていただきます。（無償）

(参考) 空き家・空き地  
活用相談の流れ



### ● 寄せられるご相談例 ●

- ・ 未接道の空き家・空き地
  - ・ 前面道路と高低差のある空き家
  - ・ 狭小地・介在山林等
- 不動産会社に断られてしまった案件も多いです。ぜひ貴社の強みを、提案に活かして下さい！！

【申込受付期間】 令和 4 年 8 月 18 日(木)～令和 4 年 9 月 1 日(木)まで

【問合せ】 ※応募方法等の詳細は QR コード又はすまいるネット担当者にお電話にてお問合せ下さい

申請には、専用の申請 URL が必要です。お問合せ頂いた方に、メールで送信させていただきます

神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット（山下,下枝,）  
TEL078-647-9904（水・日・祝日除く）